2006.9.30 PM13:30 ～ 16：30

動物愛護管理法の改正を受けて シンポジウム

これからのペットショップ・ブリーダーと飼い主

●中川志郎実行委員長の挨拶

●コーディネーターとパネラー（敬称略）

●上段左から
北村直人 / 武部正美 / 中沢秀章
●下段左から
太田勝典 / 水越美奈 / 尾崎庸子

コーディネーター　小方宗次

●動物愛護管理法の今日的意義と題しての**基調講演**－林良博東京大学教授

本年6月に施行された改正動物愛護管理法を受けて動物愛護シンポジウムが開催されました。

東京大学教授・林良博氏の基調講演と動物愛護管理法周知の一環として「これからのペットショップ・ブリーダーと飼い主」をテーマにパネルディスカッションが行われました。多数の参加者を迎え、人と動物が仲よく上手に暮らせる社会に、貴重な示唆を与えてくれました。

●会場の東京国立博物館平成館講堂

●パネルディスカッション

●フロアとの質疑応答

実行委員長の挨拶

中川志郎

国の動物愛護に関する基本指針が定まった

今、司会の方からお話がありましたように、今年は動物愛護週間中央行事のひとつとして、この「動物愛護シンポジウム」を行うことになりました。今日は、こんなにたくさんの方々にお集まりいただき、心より御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

動物愛護週間第１日目は１週間前、上野公園におきまして野外行事を開催いたしました。とてもよい天気に恵まれ、テントやブースではさまざまな催し物が行われました。多くの人たちが訪れてくれまして、動物愛護のこういった行事が上野公園にしっかり根づいてきたという確信を持ちました。さまざまな立場の人たちに参加していただき、こういう機会に動物愛護についても考えていただければ、幸いです。今日もたくさんの方々が会場にいらしてくださいました。実行委員会としては本当にうれしく思います。

今回、動物愛護法の大改正が行われました。この法律は 1973 年にできたものですから、すでに 30 年以上も月日が経っています。十年一昔という言葉もありますように、この法律はずいぶん前からあったわけです。そして、この 30 余年のあいだに国民生活の中にしっかり浸透し、動物愛護の下地をつくってきたといえます。

今回の改正で、この法律はより多くの人々が心から迎え入れられるような内容になってきたと私は思っています。制定時、そして第一回目、第２回目の改定の時にも多くの方々が血のにじむような努力をされました。その結果、この法律ができあがったわけです。この後、基調講演をお願いしている林（良博）先生には、環境省中央環境審議会動物愛護部会の座長をつとめていただきましたが、この部会を通じて多くの方々がこの法律をどのように変えていくべきか苦心されました。国会議員の先生方をはじめ、環境省の担当者、獣医師会、ペット業界、動物愛護団体などのみなさんに心から御礼申し上げます。

今回の改正で動物愛護の下地が整いましたが、それと同時に私が感銘を受けておりますのが国が動物愛護に関する基本指針を定めたことです。この指針に基づいて各地方自治体が推進計画をつくるわけですが、計画をつくるということは、それを自分たちで実行しなければならない。つまり、国の指針ができたことで、動物愛護の本当の意味での道筋が整ったといえるのです。

また、今回の法改正では動物を飼っている者の「飼い主責任」、犬や猫などを飼い主に届ける動物取扱業者についてのさまざまな規定も設けられました。飼い主はペットに対する責任をまっとうし、飼い主にペットを届ける動物取扱業者も責任をもってペットを飼い主に引き継がなければなりません。これを国と地方自治体が包み込む形でこまやかな指導をする。こういった中で日本の動物愛護行政はなされるべきだと思います。

これから、林先生の基調講演とシンポジウムが開催されます。おそらく、この中で今、私がお話したことが議論されるでしょう。お話の中には、みなさんがより動物愛護というものを深く理解するためのヒントやツールがたくさん潜んでいると思います。最後までこの行事に参加していただき、内容を咀嚼してくだされば、こんなうれしいことはありません。

本日、お集まりいただいたみなさんにもう一度、御礼申し上げます。ありがとうございました。

動物愛護シンポジウム

これからのペットショップ・ブリーダーと飼い主

～動物愛護管理法の改正を受けて～

－開　演－

13:30

（司会）
山崎いく子　㈳日本愛玩動物協会・常任理事

皆様、お待たせいたしました。

ただいまより「動物愛護管理法の今日的意義」と題しまして基調講演を行います。ご講演をいただきますのは、東京大学大学院農学生命科学科教授の林良博先生でございます。

先生は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の今回の改正を審議した環境省中央環境審議会動物愛護部会の座長を務められ、熱心にこの法律の改正をリードされてきました。

では、林先生、どうぞよろしくお願いいたします。

林 良博 Hayashi Yoshihiro
東京大学大学院農学生命科学研究科教授

基調講演

動物愛護管理法の今日的意義

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、東京大学の林です。

今日は、今年６月に施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」について、お話します。前半は、この法律が日本の、そして世界のどのような状況の中で生まれたのか、私どもの身近なところで起こったできごとを写真を示しながらお話していきます。世界の中でも特にアジア地域がどのような状況だったかを知っていただきたいと思います。後半は、この法律の特徴、それから今後はどうなるのか、ということもお話したいと思っております。

私事なのですが、実はわが家で飼っていた犬が昨年の暮れ、12 歳で亡くなりました。若い時から股関節形成不全だったので、ずっと悩みながら育ててきた犬です。この股関節形成不全は遺伝病のひとつなのですが、この遺伝病ということについても将来的な課題としてふれたいと思います。

そもそも私が動物愛護について語れる人間か、というと、私は獣医解剖学の教授をしていましたので、動物たちを犠牲にして研究を続けてきました。15 年間で犠牲にした動物はたくさんいます。その中に犬が 50 頭もいるというのは、とてもつらいことです。

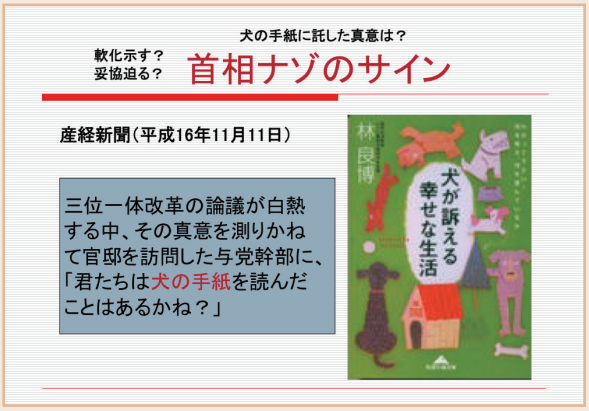

それを何とか償いたいと、書いた本があります（写真上）。これは 10 年ほど前、犬を理解してもらいたいと思って書いた『犬が訴える幸せな生活』（光文社）という本です。内容は犬から飼い主に宛てた 11 通の手紙で構成されています。実は２年前の 11 月 11 日、三位一体改革が行われる中で小泉総理が突然、こんなことを言い出したのです。「君たちは犬の手紙を読んだことはあるのかね」と……（写真☆首相の謎のサイ

ン)。自民党、公明党の幹部の人たちはびっくりしたといいます。この時、総理がいったい何を言いたかったのかは解りませんが、どうも、この本を読んでいらしたようなのです。論語ならまだしも犬の手紙が政治の世界で引用される。このような世の中になったというのは私にとっては本当にありがたい話です。これは私がかつて東大の農学部長をやっていた時の関係だと思うのですが、この精神は小泉前総理から安倍総理に引き継がれるのではないかと思っています。

ヒトと動物の関係学会
Society for the Study of Human-Animal Relations

1)1995年に設立
2)会員数1300人
3)朝日新聞の天声人語に4回掲載される

これ（上図☆ヒトと動物の関係学会）は私たちが11年前につくった「ヒトと動物の関係学会」という組織です。この学会は実際に動物の福祉あるいは愛護に関する行動を起こすわけではありませんが、人間と動物の関わりについてさまざまな論議をしています。後でお話するネパールの狂犬病についても関わりがあります。この学会は朝日新聞の「天声人語」に4回も取り上げられています。これは異例ともいえることで、世の中の多くの人たちが動物に関心を持つ時代がやってきたということだと思っております。

次の写真（写真右上☆生き物文化誌学会）は、秋篠宮文仁殿下が提唱されて3年前に設立された「生き物文化誌学会」です。この学会は野生動物だけではなくペットや家畜についても論議しています。生き物の文化という場合は野生動物よりもペットや産業動物の方が人間との関わりが深くなるからです。

生き物文化誌学会
Society of Biosophia Studies

1)秋篠宮文仁親王殿下の発案
2)2003年に設立
3)会員数 700人

「動物愛護管理法」が対象としている動物は犬や猫などのペットだけではありません。哺乳類から爬虫類までさまざまな動物に対する関心が高まっています。

さて、では家畜とは何なのか？　これにはいろいろな定義があります。私たち生物学の世界では、「繁殖を人にコントロールされている動物」を家畜と定めています。一方、畜産技術協会では「家畜とは人間との共生を選択した動物たち」と、とても美しい言い方をしています（下図☆「家畜とは？」）。

社団法人 畜産技術協会 Japan Livestock Technology Association

畜産技術発達史テキスト版トップ

家畜とは[人間との共生を選択した動物たち]

700万年間の長い間、人間は野生動物を狩り、肉を食べ、皮や骨を利用してきた。約1万2千年前、人間は犬を飼うことを覚えた。犬は人間の狩りを手伝い、人間は犬に余った肉や骨を与えた。家畜のはじまりである。

やがて人間は、いろんな野生動物の家畜化を試みた。動物を身近に置き、餌を与え、繁殖を管理する。そして彼らから肉や乳を取り、運搬や耕作に使い、糞を肥料にした。しかしそれは、利益を提供するかわりに餌や安全な環境を得ることを、動物自身が選んだともいえる。

家畜と人間の歴史は動物と人間の共生の歴史なのである。

アラスカから1万8000年前の犬の骨が出ていることを考えると、犬はおそらく2万年以上前から人間といっしょにいたと思われます。1973年にノーベル医学・生理学賞を受賞したオーストラリアのコンラート・ローレンツが言っていることですが、犬は人間が無理

Profile

1946年、広島県生まれ、富山県育ち。69年、東京大学農学部卒業後、ハーバード大学客員研究員、コーネル大学客員助教授などを経て、90年東京大学教授/96年、同大学総合研究博物館長（併任）/99年、農学部長/04年、理事（副学長）。05年、東京大学教授に復職、㈶農学会会長（併任）/05年、日本学術会議会員/06年、総合研究博物館長（併任）、㈶山階鳥類研究所副所長（併任）、内閣府「立ち上がる農山漁村」有識者会議座長。　著書は専門書のほかに「ふるさと資源の再発見」、「ヒトと動物」、「検証アニマルセラピー」、「イラストでみる犬学」、「イラストでみる猫学」等。

やり家畜にしたというよりも彼らの方から人間社会に近づいてきたといえます。

この定義は、ほかの家畜については当てはまらないかもしれませんが、家畜は人間に利益を提供する代わりに安全な環境を得ることを選んでいるのだと思います。ただし、この関係が対等かどうかは疑問です。人間と犬との関係を考えると、人間は犬にもらった恩恵の 100 分の 1 も返していないかもしれません。一方、食料となる家畜と人間については必ずしも幸せな関係ではありませんが、こういった家畜をつくった責任は人間にあるはずです。６月に施行された「動物愛護管理法」を通じて、できる限りよい方向に進めていくのが私たち人間の責務だと思っています。

さて、家畜の中で鵜などはどうなのでしょう。最近、「サミット」というのが流行っていますが、毎年「鵜飼いサミット」が開かれており、昨年そこで基調講演を頼まれました。日本社会における人と動物の関係性の変化を踏まえて、わが国における鵜飼いも新しい展開が必要ではないか、という話をしました。

日本ではこれまで各地で鵜飼いが行われてきました。現在は山梨から九州まで 12 地域で行なわれています（右上図☆全国 12 地域の鵜飼い）。和歌山県の有田川以外の鵜は茨城県十王町（現日立市）（右中図）から供給されています。実はいま、カワウがすごく増えてどこも困っています。ただし、日本で鵜飼いに使っているのは野生のウミウです。

野生といっても鵜飼いに使われている間は家畜です。モンゴルの鷹狩りの鷹も人間といっしょに狩りをして、仕事が終わると放されますから、鵜飼いの鵜と同様です。このように野生と家畜を行き来する動物を何と呼んでいいのかはわかりませんが、野生の動物を捕まえることについてはいろいろな論議があります。

今、鵜の捕獲ができる人はただ一人だけです。カギのようなもので引っかけて捕るそうですが、なかなか技術がいります。３年前、この崖が崩落しまして１年４カ月ぶりに再建されました（右写真）。

しかし、鵜を捕まえるので、これに対して嫌悪感を持つ人も少なくありません。インターネットの意見をみると、崖が崩れたのは鵜の呪いだという人がいるくらいです。国民の過半数は鵜飼いという伝統を継承することに賛成しているのではないかと思いますが、ウミウではなく、中国のようにカワウを用いることも将来検討すべき課題になるでしょう。

全国12地域の鵜飼い
（有田市以外はすべて十王町から鵜が供給）

山梨県石和町	笛吹川	石和町商工観光課
岐阜県岐阜市	長良川	岐阜市経済部観光コンベンション課
岐阜県関市	長良川	関遊船（株）
愛知県犬山市	木曽川	日本ライン観光（株）
京都府宇治市	宇治川	（有）宇治川観光通船
京都府京都市	大堰川（保津川）	嵐山通船株式会社
和歌山県有田市	有田川	有田川鵜飼組合
広島県三次市	江の川（馬洗川）	社会法人三次市観光協会
山口県岩国市	錦川	（財）錦川鵜飼振興会鵜飼文化事業部
愛媛県大洲市	肱川	大洲市観光協会
大分県日田市	三隅川	日田市旅館遊船共同組合
福岡県杷木町	筑後川	原鶴温泉旅館組合

それでは、アジアの事情についてもお話しましょう。狂犬病ですが、日本のように 1957 年以降、発生していない国もありますが、世界の多くの国は依然として発生しています。でも、犬とのつきあいはあるわけで

す。犬とのつきあい方は、かつての日本のペットとの交流と同じ点が多いようです。

この地図の赤いところが狂犬病が発生した地域です（下図☆世界の狂犬の分布）。これを見るとアジアの大部分の国で発生していることがわかります。発生して

図1. 世界の狂犬病の分布 （1997年、WHO報告）

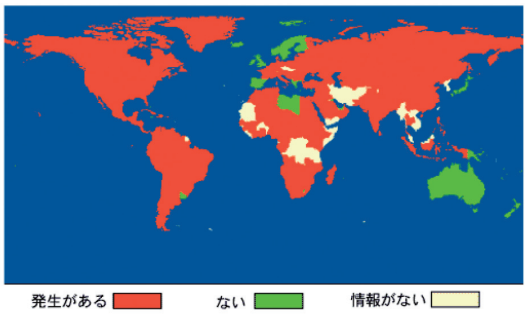

いない国は日本、イギリス、台湾、ニュージーランドなどわずか。半島や島が多いようです。白いところは情報がない国ですが、情報がないというのはむしろ怖い地域です。

ところで、「ヒトと動物の関係学会」会員の加藤さんが代表になって、５年前からネパールに狂犬病ワクチンを送る活動をしています。１９５７以降に狂犬病で亡くなった日本人はネパールで感染しました。ですから、ネパールは日本人にとって狂犬病からみると忘れられない国です。

犬が町に住みつく。犬は番犬の役目もするので、これはギブ・アンド・テイクで成り立っているように見える。ところがカトマンズでは年に数回、犬を薬殺してきました。真夜中に毒餌を使って生息数をコントロールしないと犬の増加は阻止できないわけですが、担当行政官は大変つらい思いをしているはずです。

ですから、まず狂犬病をなくさなくてはなりません。日本とネパールのＮＧＯの人たちが協力して、狂犬病予防のワクチンの接種を進めています。オランダの製薬会社から７万頭分のワクチンを寄付してもらっていますから、それをネパールに送ります（写真☆ネパールに狂犬病のワクチンを送る会）。カトマンズにいる犬は５万頭ですから１回は接種できます。

このように、ワクチン接種のためにいろいろな犬を連れてきますが、おもしろいのはネパールの犬の抱き方です（写真下☆ネパールの動物の抱き方）。日本とは違いますよね。

ネパールおける奇妙な犬の抱き方

猿も猫も連れてきます。これがアジアらしい動物との付き合い方のひとつの例だと思います。

３年前にタイの国王陛下が『トーンデーン物語』という本を書かれました。この本はミリオンセラーになって、今年 11 月に日本語訳も出る予定です（下写真☆国王と犬）。これは日本の「動物愛護管理法」と関係するのですが、このトーンデーンと名付けられた犬はタイの在来犬とバセンジーとの雑種ですが、生後５週間で王様のところに来ました。すこし早すぎますが、これには、いろいろな事情があったのです。

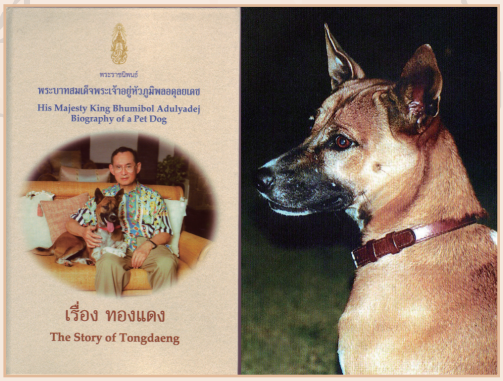

トーンデーンの母親は地域犬でした。デーンという名前をつけられてかわいがられていましたが、動物収容所に送られてしまいます。地域の人たちが抗議し、そのことが王様の耳に入ったことで、デーンはもとの場所に戻されました。このデーンの子どもがトーンデーンです。日本語に翻訳された本は『奇跡の名犬物語』と題して、タイ国王陛下在位 60 年を記念して 11 月に刊行されます。タイの王様は、日本の動物愛護管理法の精神を、タイらしい形で実現したいと願っておられるのかもしれません。

シンポジウムのパネリストの方々もお話になると思いますが、今回の「動物愛護管理法」のポイントは、国が出した基本指針について地方自治体が推進計画をつくり、実施しなければならないことです（下図「動物愛護管理法」の骨子）。これまで動物愛護について

動物愛護管理法の骨子

- □ 動物愛護に関する基本指針と推進計画の策定
- □ 動物取扱業が届出制から登録制へ
- □ 個体識別措置の普及促進
- □ 特定動物の飼養が全国一律の許可制へ
- □ 学校・地域・家庭での動物愛護管理の普及啓発推進
- □ 実験動物の福祉向上
- □ 罰則等の強化

は県によって大きな格差がありました。同じ国かと思うほど動物愛護が進められていない県もあります。これからは国の指針に対して地方自治体が計画をつくって実行する。これはとても画期的なことです（写真☆動物愛護に対する基本指針と推進計画）。

また、個体識別もペットの場合は義務ではありませんが促進されるでしょう。ペットショップ、ブリーダー、飼い主それぞれの責任も大きくなりました。動物取扱業者も届出制から登録制になりました（動物取扱業者、届出制から登録制へ）。特定動物についての基準はこれまで地域によって異なりましたが、これも一律になりました。さらに実験動物に関しても３Ｒ（動物の苦痛の軽減、使用数の削減、代替法の活用）が明記されました。罰則も強化。たとえば、悪質業者には登録の取り消しもあります。

個体識別については特定動物に関してはマイクロチップなどの義務化。他のペットについても普及推進をしていく。個体識別の方法はいろいろあります。ヨーロッパでは刺青もありますが、日本では小さなマイクロチップの方が受け入れられやすいのではないでしょうか（図右上）個体識別の措置の普及促進、☆個体識別）。マイクロチップの普及率はドイツやオーストラリアなどでは、すでに 30％に達しています。日本では家庭犬で 0.8％とだいぶ普及してきたようです（☆マイクロチップの普及状況のグラフ）。飼い主責任が大きくなったわけですが、法律によってもっと明確になることが期待されます。

それから、何よりも力を入れなくてはならないのは動物愛護推進員の充実です（☆動物愛護推進員の充実）。さまざまなシーンで動物愛護の啓蒙を推進して

個体識別措置の普及促進

- □ ガイドラインは環境大臣が定める
- □ マイクロチップを中心に進める
- □ DNAによる個体識別も検討する
- □ 特定動物の個体識別は義務化
- □ 家庭動物については、義務ではないが強く推奨する

動物愛護推進員（ボランティア）
委嘱実態　⇒全国で約1,400人

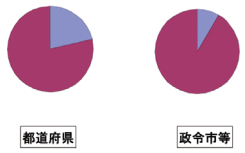

ほしい。そのためには全国的な底上げが必要になります。つまり、動物愛護推進員の社会的な地位が高まるように行政が支援すべきでしょう。このあたりはまだまだ進んでいない地域もありますが（上図グラフ）、急速に改善されることが望まれます。

実験動物については「３Ｒの原則」を知らない人も多いようです。実験動物の福祉向上についても考えてほしいと思います。環境省、文部科学省、厚生労働省には役割分担して現実的に具体的に対処してくださるようにお願いしたい（右図）。

「動物愛護管理法」の今後の検討課題はまだまだたくさんあります（下図）。

これからも多くの人たちと論議をして、いい方向に進めていきたいと思います。

動愛法における将来の検討課題

- □ 家庭動物の福祉
  - 動物繁殖業・登録業、販売業の規制強化
  - 動物愛護推進員の位置づけの明確化
- □ 実験動物の福祉
  - 第三者評価システムの構築
- □ 産業動物の福祉
  - 飼養・移送方法の規制強化

最後に犬の遺伝病についてお話したいと思います。日本は先進国といわれますが、犬の遺伝病については後進国です。繁殖のデータなどが公開されず、不透明だからです。

欧米ではデータベースを公開。わかりやすく情報を伝えています。日本でもＮＰＯ法人日本動物遺伝病ネットワーク（ＪＡＨＤ）やＮＰＯ法人日本ブリーダー協会など遺伝病についての定例会を開催しているところもありますが、まだまだ情報が少ない。

東京都の調査ですが、犬の引き取りを求める人に理由をたずねると、最近では「高齢のために飼えなくなったから」というのが多くなっているといいます。高齢のため犬の世話が大変になったということもありますが、犬が遺伝病の場合はよけいに手がかかるわけです。私も 10 年以上、犬の遺伝病に苦しみましたから、これはよくわかります（☆イヌの遺伝病の予防と対処）。

今のところ、日本では遺伝的な問題をもつ犬の繁殖に対する規制はありません。正確な情報もありませんから簡単に繁殖させてしまうのです。繁殖はブリーダーだけでなく多くの個人も関わっています。ですから、法の整備も大切ですし、国民の意識を高めることも必要になります（☆イヌの遺伝病発生を減らす必要性）。犬はモノではありませんが、製造者責任のような明確なものがないと犬も人間も不幸になります。当面、少なくとも販売部門が情報をきちんと伝えていくべくだと思います。川下から川上に追い詰めていく作戦に着手しなくてはなりません。

法律に関していえば、過激な規制をすればいいかというと、それは疑問です。飲酒法の失敗にもあるように厳し過ぎると、問題がアンダーグラウンドに潜ってしまうこともあるからです（☆法整備は万全ではなく場合によっては逆効果を招く）。ですから、日本文化になじむ方法を考えなければいけません。まず、調査結果を公開して啓蒙していく。今回の「動物愛護管理法」の改正にもあるように獣医師会や動物愛護団体などと行政がいっしょに動物愛護を推し進めてもらいたいと思います（☆獣医師会などの取り組みの強化）。

もうひとつ、ペットフードの新しい動きについてもお話しておきます。ペットフードについてはアメリカでも日本でも法的な規制はありませんが、ＮＲＣ（国立研究審議会）というアメリカの組織がペットフードのドキュメントを大改訂しました。今回、つくられたものは、ペットフードの安全性に関する項目を含んでおり、450 ページにわたって科学的なデータに基づいた記載がされています（☆ 2006 Dog and cat ＮＲＣ）。

2006 Dog and Cat NRC

- イヌとネコを一冊にまとめて出版
  - 450頁
  - 1985（イヌ）と1986（ネコ）は 80頁以下
- 専門家による徹底した検証
- 実際のフードによる検証
- 安全性について初めて言及
- AAFCOは現時点では無視
- このままでは済まない

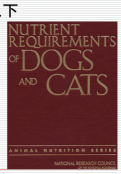

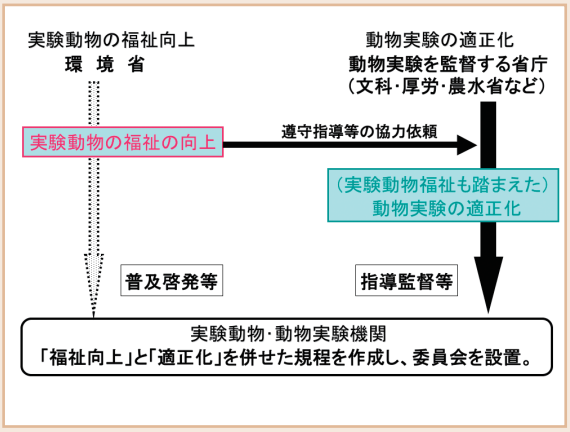

このように動物愛護をめぐる動きもだんだん活発になってきています。６月に施行された「動物愛護管理法」を通して動物愛護運動が今後、どのように推進されていくかは、私たちのこの手にかかっていると思います。（了）

パネルディスカッション

山崎　それではパネルディスカッションを始めたいと思います。まず、コーディネーターの小方宗次先生をご紹介しましょう。先生は麻布大学獣医学部附属動物病院の副院長。獣医皮膚科学を専門とし、大学病院で診療に携わるとともに獣医内科学、獣医療倫理、動物介在療法、獣医史などの教育をされていらっしゃいます。

小方宗次 Ogata Tsugunori

麻布大学獣医学部附属動物病院・副院長

シンポジウムの開催にあたって

ご紹介ありがとうございます。麻布大学の小方です。よろしくお願いいたします。

動物を飼う責務というのは、ひとつは動物が命あるものであることと認識すること。それから、飼った動物たちが人に危害を及ぼさない、あるいは飼っている人が動物を虐待しないことだと思います。そのためには、動物を飼う側、その動物を提供する側の役割が重視されます。今回の法律の改正により人間と動物との関係がよりいいものになりつつあります。

これを機会に、この法改正に関わった方、そして動物を飼っている方、動物を提供する方からの忌憚のないご意見を頂戴し、今後の動物愛護運動を適正に押し進めていきたいと、このシンポジウムは開催されたわけです。

まずは、パネリストの先生方それぞれのお話をうかがいたいと思います。まず、北村先生、よろしくお願いいたします。

Profile

獣医皮膚科学を専門とし大学病院での診療に携わると共に、獣医内科学、獣医療倫理、動物福祉、動物介在療法、獣医史などの教育を行っている。獣医療教育の基本理念を動物ならびに飼い主、双方の心を読むことに置いている。役職：日本獣医皮膚科学会会長、アジア獣医皮膚科学会会長、世界獣医史学会理事、日本小動物学会（関東）学会長　ほか。

北村直人 Kitamura Naoto

㈳日本獣医師会顧問

動物愛護管理法改正の趣旨

みなさん、こんにちは。ご紹介いただいた日本獣医師会顧問の北村です。

私も獣医師です。私は獣医学を学んで、最初は大きな動物－牛を専門に診ていました。10年間、現場で牛専門に診療をしてまいりまして、実はその後の20年間は国会議員として法律の制定に関わってきました。

今日のシンポジウムのタイトルにもなっています「動物愛護管理法」は昭和48年に議員立法で誕生しました。みなさんもご存じのように法律というのは大きく分けて2つ、あります。1つは内閣が責任を持って国会に提出する法律。もう1つは国会議員がそれぞれの案を持ち寄ってひとつの法案にする議員立法です。

今日ここにいるみなさんは動物好きの人が多いと思いますが、中には嫌いな人もいるでしょう。動物が好きな人の中にも実際に動物を飼っている人、これから飼おうと思っている人、そして、絶対に飼いたくないという人もいると思います。いろいろな考え方の人がいる。また、法律を知っている人、まったく知らない人もいる。今日、ご来場の人たちの中にもさまざまな人がいると思いますが、国会議員の中にもいろいろな考え方の人がいます。ですから、この法律を議員立法でつくる時にはいろいろな人と話をしました。中には当然、動物が嫌いだという人もいるのです。大切なのは情緒に流されないように、個人の嗜好、つまり好き嫌いで法律をつくらないことです。これを念頭において少々時間がかかっても国民のみなさんから見て納得できる、共通した考え方に立てる法律をめざしました。

昭和48年、この法律ができた時、動物はただの「もの」でした。それが平成11年の改正でやっと動物は「命あるもの」になりました。動物には命があるのだということがきちんと法律の中で謳われるようになりました。愛護団体やペットショップのみなさんのご支援があったから、「命あるもの」という一文を法律の中に定めることができたのです。

犬や猫を家庭で飼えば、彼らは家族の一員。それならば、人間と同じように戸籍もつくらなければ……という考えもあったのですが、これはなかなか難しかった。国会議員の中には「平成の生類憐れみの令をつくるつもりか」と揶揄する人もいました。そのくらい動物愛護に対する理解度が低かったわけです。

しかし、動物愛護については、国民すべてが動物を好きだというわけではありませんから、時間をかけて共通した認識を持てるようになるまで話し合って、しっかりした動物愛護の姿勢を法律に盛り込んでいかなければなりません。林先生の基調講演にもありましたが、今回の改正で国が基本指針を定め、地方がそれに沿って推進計画をつくることになったのは本当に画期的だと思います。

そして、何よりも飼い主責任を明確にしている点がすごい。人間のエゴで動物を飼ってはいけないのです。隣近所など社会に迷惑をかけるような飼い方をしてはいけない。虐待という言葉がありますが、動物を虐待してはいけない。虐待に関しては考え方が千差万別ですが、一番の虐待は餌や水を与えないことだと私は考えます。また、不衛生な飼い方も虐待につながります。犬や猫は大切な家族なわけですから、人間のエゴでは飼わない。しっかり管理するというのも飼い主の責任です。

飼い主のみなさんは、動物由来感染症などの病気についても目を向けて予防する必要があります。これも法律の中で努力義務として定められています。林先生のお話の中にもありましたが、感染症の中では狂犬病が一番おそろしいです。動物自身も被害者ですし、飼い主も被害者になります。そればかりか社会全体も被害を被る。つまり、飼い主もかわいい動物も社会もある面で加害者になったり被害者になったりするわけです。このことを飼い主責任としてきちんと受け止めてほしいと思います。

そして、飼い主はよき伴侶である動物に「自分の家族」だとわかる個体識別をしてほしい。一番効果のあるのはマイクロチップだと思います。マイクロチップを動物に施すことによって阪神淡路大震災、新潟の中越地震、北海道の有珠山の噴火の時のような事態が防げるのです。マイクロチップを入れてあれば、リーダーで読み込むことで飼い主がわかります。連絡もとれます。そうすれば、迷い犬や迷い猫は少なくなるはずです。今回の法律の中にも個体識別にはマイクロチップが有効だということが書かれています。これも大きな改正だといえます。

くどいようですが、私たち家族にはみんな戸籍がある。これと同様に家族の一員である動物にも戸籍をつくってあげてほしいと思います。今では 20 歳くらいまで生きる犬も少なくありません。だから、責任をもって飼ってほしい。ペットショップから犬を譲り受ける時にも飼い主はさまざまな注意が必要ですが、ペットショップの側も飼い主にきちんと飼い方などを説明して、最後まで責任を持って飼ってもらえるようにする責任があります。これも今回の法律に定められています。

どんな小さな命でも意味があります。価値があります。誰もが何らかの役割を持ってこの世に生まれてくるのです。ですから、この「動物愛護管理法」の啓蒙啓発は家庭、地域、学校などで地道に着実に行ってほしい。そうすることで日本の文化や風土にあった「動物愛護管理法」ができあがっていくのです。

この法律は平成 11 年の改正で動物を「命あるもの」と定め、今回の改正で国が基本指針を定めることを決めました。今回の改正は多くの政党のみなさん、国会議員のみなさんの賛同を得て、全会一致で可決されました。昨年 4 月 28 日には各党の代表者が集まり、環境省で記者会見を開きましたが、国会に提出する前に各党で「同意しました」「これを提出します」というのは初めてのことだったといいます。これはまとめ役としましては感無量です。

もちろん、動物愛護団体、獣医師会、ペット業界、動物実験研究者などのさまざまな協力もありました。環境省の事務方の人たちの手助けもありがたかった。資料を探してくれたり、調査をしてくれたり……。最終的に北村案ということでまとめたのですが、各党に理解していただけたのは本当にすばらしいことだと思います。

あとは、今日ご出席の方々にこの法律に命を吹き込んでいただくだけです。この法律は自分たちのものだという思いで、多くの人たちが動物愛護の啓蒙啓発運動に取り組んでくださることを願っております。

小方　ありがとうございました。ここにお集まりのみなさんは動物が好きな人ばかりでしょうけれど、世の中には動物が嫌いな人もいます。法律を成立させるためには、いろいろな人の理解がないといけない。難しい状況の中で満場一致で決まったというのは本当にすばらしいことです。北村先生には「動物愛護管理法」改正までの経緯をお話いただきました。

次のパネラーは獣医師の武部正美先生です。横浜で開業なさっています。動物に対する人間の責務についてお話いただきます。人間は動物をさまざまな状況においてしまう。その責任をしっかり考えなければなりません。

北村直人 Profile

昭和 22 年、北海道阿寒郡鶴居村（タンチョウの里）生まれ、現在は東京都世田谷区在住。昭和 46 年、酪農学園大学獣医学科卒業。獣医師として大動物（牛、希にに馬や犬）の診察。昭和 61 年、衆議院議員初当選から 6 期約 20 年の議員活動その間、内閣官房副長官・農林水産副大臣・党動物植物検疫及び食品の安全委員長・党地球温暖化等対策委員長・党動物愛護に関する委員長などを歴任。現在は政治活動の経験を生かし動物愛護などの講演で全国を駈け巡っている。

武部正美 Kakebe Masami

武部獣医科病院・院長。獣医学博士

動物に対する思い上がりを考える

武部です。私は話が下手なので、スライドを使わせていただきます。

私が日常、動物を診察している中で、「これでいいのだろうか」「動物は本当に幸せなのだろうか」と思うことがらをお話したいと思います。

まず、これが犬の祖先であるオオカミ（写真☆）。非常に端正なきれいな動物です。小さな目が横についていて、耳がピッと立っていて、口が長くて。おそらくこれが自然な姿、格好なのでしょう。あえていうなら神様がおつくりになった適者生存です。

これはアラビアオオカミです。前のオオカミとは少し雰囲気が違いますが、顔が長くて耳が少し大きい動物です。

これもオオカミですね。実は家内がモンゴルに行った時に撮ってきたものです。モンゴルではオオカミに出会うことはすばらしいことだとされていて、運転手やガイドが大喜びしたそうです。

これはおそらくカナダやアメリカに棲息するオオカミ。このように７～８頭で暮らしています。

犬科の動物のジャッカルです。犬科ですから、当然、オオカミと同じような格好をしています。

これは、みなさんもよくご存じのキタキツネですね。これも犬科の動物ですから、自然がつくった適者生存の形をしています。

はい、これもオオカミです。こういうのが本来の姿だろうと思います。

さて、これは人間とオオカミの関係を表したものです。少なくても 15 万年以上前に人間たちが生活していた近くでオオカミの骨が発見されています。つまり、15 万年以上前、早くは 80 万年前には人間とオオカミは関係を持っていたと思われます。そして、ここからオオカミは犬になっていったのでしょう。

これは犬と人間の関係を示したものです(写真略))。ここでオオカミから分かれて犬になった。イスラエルの遺跡でも人間と犬の骨が見つかっています。日本でも 8000 年前のものが見つかっています

これが今、お話した老人の遺体と犬の骨です。この時代から犬は人間のペットとして飼われていたのです。

ギンギツネです。ショールなどに加工されて毛皮として使われますが、非常に獰猛で飼いにくく、繁殖しにくい動物です。ロシアの学者が 20 年の歳月をかけて、やさしい飼いやすいギンギツネにしようとしたのです。ギンギツネは 1 年に 1 回しか発情しないので、20 年間、選択交配したところ、半立ちの耳でブチの犬のようなギンギツネになってしまったのです。また、犬と同じように尻尾が上に上がって、泣き声も犬そっくり、繁殖期も犬と同様、年 2 回になってしまったというのです。オオカミが犬に変わる以前も人々はやさしいオオカミを飼い続けてきたのでしょう。いずれにしても性格を中心にして選択交配を行ってやさしい動物をつくったのだと思います。

これは体重 43 キロの犬と 43 キロのオオカミの頭蓋骨の比較です（写真左)。犬の方が 20%脳が小さくて頭蓋骨も小さい。いずれにしても相似形なのが本来の姿だと思います。

図3. 11
写真左は43kgのオオカミ。右は43kgの犬
オオカミの標本は認識番号NMNH271651、アメリカ国立自然史博物館所蔵。犬の標本は認識番号5M77-B、ハンプシャー大学所蔵。写真はR.Coppinger氏による

Profile

940 年東京生まれ。1964 年、岐阜大学農学部獣医学科卒業。同年、京都微生物化学研究所入所。その後、名古屋市の堀場利幹博士(堀場獣医科病院)の元で臨床教育を受け、1970 年、横浜市にて開業。現在に至る。主な一般向け翻訳監訳書には、『ザ・キャットケア』『プロブレム・ドッグ』『フォーグル先生と楽しく暮らす本』『エドニー先生と楽しく暮らす本』『犬の家庭医学大百科』(以上、ペットライフ社)。『ドメスティック・ドッグ』『ドメスティック・キャット』(チクサン出板)。共訳書には『犬と猫の行動学』(学窓社）などがある。

次です。犬の種類が急激に増えてきたのは 13 ～ 15 世紀といわれています。それまではおおむねグレイ・ハウンドタイプと、マスティフタイプでした。これは耳がたれていますが、口が長くて顔が少し横になっている。13 世紀頃までは、こういうタイプが飼われていました。それがいろいろ変わってきたのです。

これはアフリカの犬です。地犬というかこの地域の犬です。やはり、残っていくのは土地柄をあらわす犬です。こういう顔が本来のものでしょう。林先生のお話にもあったネパールの犬です。おもしろい色ですが、これはマジックで描いたわけではありません。同じように顔が長く耳がたれている本来の形ですね。

ミャンマーで見かけた犬は日本でよく見かける地犬です（写真右）。耳がピッと立っています。こちらはこれとは対象的なブルドッグです（写真下）・イギリスの獣医師で動物愛護家のフォーグルに言わせれば、ブルドッグは「欠点だらけの名作品」だそうです。口は受け口で横に広くて、鼻はつぶれている。耳は真横についているので、臭いを嗅いだりすると目をつついて眼球損傷などになります。しかも鼻がつぶれていて短いので呼吸がしにくい。顔がぺちゃんこのために上顎の奥にある軟口蓋が垂れ下がっているからです。この種類は夏の暑さにとても弱い。犬は車でいうと水冷式ではなく空冷式なので熱の交換がしにくい。だから、以前は夏になると、ブルドッグが日射病で病院にかつぎ込まれることがよくありました。鼻の病気にもなりやすい。難産なのでほとんどが帝王切開で子どもを産みます。本当に苦しい生き方をしている犬と言えます。

シーズーも短頭種です。短頭種を飼っていると、どこかのおじさんのように大鼾をかく。こういった種類は姿を人間の赤ちゃんに似せたのですが、人間にとってかわいいというだけでいいのでしょうか。動物にとっては、とてもつらい生き方のはずです。

ブラッドハウンドは鼻がいいので昔は警察犬として使われていました。なんとなく物悲しい風貌にするために目がアカンベのようになっている。そのために結膜炎にかかりやすい。また逆に、チャウチャウは目を菱形にするように選択交配されてきました。眼瞼が逆に内側に入り込んで角膜炎を起こすことが少なくないのです。

シャー・ペイ（写真上）はご覧のとおり皮膚のしわが著しいので皮膚病になりやすい。ですから､飼い主は手入れをしっかりしないといけません。ナポリタン・マスティフは口びるがこれだけたれていますから、やはり皮膚が不潔になりやすい種類といえます。

ボクサーも短頭種。昔は耳を切らなければならなかった。今は切らなくていいので、幸せだと思います。ワイマラナーは尻尾を切りますが、最近、これも問題になっています。ただし、狩猟に使われる犬はけがを防ぐために尻尾を切ることもあります。いずれにしても、断耳・断尾は考えなければならない問題です。

時間があまりありませんが、猫の話もしましょう。これが本来の猫。リビアヤマネコ、ヨーロッパヤマネコなどです。そして、これが日本にいる猫たち。遺伝病がある種類もいます。毛がない種類は暑さ寒さに弱い。ただし、レックスのようなタイプは猫アレルギーを起こさないので人間のためにはいい。こういう変化ならいいと思うのですが、おもしろがって動物を改変するのはやはり問題です。

これから犬猫を繁殖させる方、犬猫を販売する方、犬猫を飼おうと思っている方は、今の私の話を少しだけでも頭の中に入れておいてほしいと思います。いつの日か、こういったことも動物愛護運動の中で議論していただけたらうれしいと思います。

小方　武部先生のお話を聞いて人間の思い上がりを痛切に感じました。

次は獣医師であり、ブリーダーとしても第一線でご活躍の中沢秀章先生の登場です。従来、獣医師とブリーダーはあまり接点がありませんでした。しかし、ブリーダーにとっても遺伝病などの研究はなおざりにはできません。健康な動物を提供するためのブリーダーの役割についてお話をうかがいたいと思います。

中沢秀章 Nakazawa Hideaki
ブリーダー・中沢ペット動物病院 院長

健康な動物を提供するための ブリーダーの役割

ブリーダーがブリーディングをして健康な動物をどのような形で次の飼い主に提供すべきか、ブリーダーの役割ということでお話をしたいと思います。

まず、ブリーディングですが、これは犬質を向上するための行為と定義づけされています。当然のことですが、決して金儲けに利用されてはいけない。英語でブリーダーと呼ばれるとかっこいいですが、マスコミなどに「繁殖家」といわれると、どうしても悪質なイメージがついてまわります。

ジャパンケネルクラブという組織があるのですが、この組織は悪質なブリーダーや繁殖家にペナルティをかけて、ブリーディングの世界を少しでもよい方向へと導こうとしています。今後もマスコミなどに繁殖者が悪く取り上げられることのないようにしっかりと活動していきたいと思っています。

さて、動物を提供するブリーダーは、まず動物に子どもを産ませます。この時、自分の所有しているメスの欠点をよく把握していただきたい。そして、このメスの欠点を補うオスを選択していただく。健康なブリーディングをしてはじめて健康な赤ちゃんが生まれるのです。

飼い主はブリーダーやペットショップから子犬を譲り受けますが、具合が悪くなると私たちの病院に連れてきます。すると、まず気がつくのは、子犬が虫だらけなことです。寄生虫だらけなのです。私たちは、まず、これをチェックします。

ブリーダーは、健康な動物を飼い主に提供するために、第一に赤ちゃんの駆虫をしてほしい。検便などをして完璧に行うこと。これが課題です。そうすれば、ペットショップのオーナーの下で環境の変化により体調を崩すことは少なくなるはずです。子犬の場合、特に環境が変わると寄生虫を発生しやすくなる。だから、環境に慣れているブリーダーのところにいるあいだに駆虫だけはしっかりやっておいてください。そして、健康な個体を次の飼い主に引き渡してほしい。

次に「動物愛護管理法」の改正に基づいて感染症のワクチンを打っていただく。病院に行けば、指導やプランの中にも組み込まれていると思いますが、きちんとワクチンを打つ。その証明書をつけてショップなど次のオーナーへ引き継いでください。これが法律に基づいたやり方です。

ワクチン接種は寄生虫が多いと、効果が非常に出にくくなります。免疫力が上がらないのです。ですから、まず駆虫を完璧に行い、その後に予防注射をしていただきます。ワクチンの種類、つまり何種混合かというのは自分で判断せず、ドクターの指示に従うのがいいと思います。

同じ繁殖でも子犬たちは一律に育つとは限りません。きれいに育っていくものもあれば、種類によってはきょうだいよりも発育が半分だったりする場合もあります。日数ではなく、きちんと独り立ちできるまで見守ってください。離乳し、社会生活が送れる標準を満たすまでブリーダーの下に置いて育て、諸症状を次

のオーナーに伝えます。少し病的だったりする場合は人様には譲らず、自分の下に置いて、獣医師の指示に従いましょう。

ワクチンによる免疫力が上がってきた時点でニュー・オーナーに引き渡しますが、この時に必ずワクチン接種の証明書をつけること。「予防注射は打ってありますから」という言葉だけではだめです。われわれ獣医師にはワクチンを打ったかどうかの確認はできません。ですから、必ずワクチンの証明書をつけてニュー・オーナーに譲り渡してください。

法律に基づいてブリーダーは獣医師の下で動物にワクチンを接種し、獣医師に証明書をもらって次のオーナーに引き継ぐ。これがブリーダーの役割です。

次に遺伝病についてもお話します。犬種によっては遺伝病を持っている犬もいます。ブリーディングをする以上、遺伝病についての知識も必要になります。たとえば、今、人気のボーダーコリーは脳に疾患が出ることがあります。キャリアが多いので注意しなければいけません。もし、ボーダーコリーを所有しているなら、キャリアラインがないかどうか専門家の協力の下、しっかり、それを把握して遺伝病を発生させないようにしなくてはなりません。オーストラリアのケネルクラブなどはキャリアの犬はインターネット上ですべて発表しています。日本ではキャリアの犬について完全に把握しきれていないので、まだ、このようなことはなされていません。

ゴールデン・レトリーバーは遺伝性の股関節疾患をもっています。股関節形成不全のほか膝蓋骨脱臼、目の疾患、内面的疾患もあります。ですから、この犬種を繁殖する場合は事前に相手の犬の疾患もきちんとチェックしてください。ラブラドール・レトリーバーも同様です。

不幸な病気を発症させないようにするのはブリーダーの役目。生まれたばかりの子犬の場合、遺伝性疾患を認めにくいので、やはりブリーダーの万全な対応が重要になってきます。自分の犬の欠点を早く見極めて、遺伝性疾患をもっている場合は繁殖はしないよう徹底しましょう。ブリーディングできるかどうかの正しい判断をするのもすぐれたブリーダーの条件だと思います。

日本では膝蓋骨脱臼などはブリーダーの手を離れたところで発見されることが少なくありません。歩き方がおかしいと思っていたら、膝蓋骨脱臼だったということもあります。われわれ獣医師も昔は遺伝性疾患にはふれなかった。しかし、今はパピヨンなどに対しても膝蓋骨脱臼は遺伝性の疾患であると明記しています。遺伝性疾患についてはペットショップも責任を負いにくい。ですから簡単な遺伝性疾患でも発症することのないようにブリーダーが気をつけなければなりません。

遺伝性疾患といってもいろいろなものがあります。表から見えるもの、骨に関するもの、内面的なものなどさまざまです。ブリーディングをすることにより、こういった疾患を少なくしていきたいと思います。

ブリーダーと名乗る以上は、健康な個体を繁殖し、健康に次のオーナーに引き継ぐよう努めてほしいと思います。

小方　中沢先生のお話になったテーマは、大学の講義でも一番重要な部分です。目や心臓、関節などの疾患は科学的な研究も進められていますが、やはりブリーダーの方々の担う部分は大きいと思われます。

それでは、今回の法改正では一番きびしいお立場にいらっしゃる太田先生にお話をうかがいます。太田先生は動物取扱業ということで、いろいろ苦慮なさってこられました。そのリーダーとして今回の法改正について、ご意見をうかがいたいと思います。

Profile

昭和 21 年 10 月 29 日生まれ。
昭和 45 年中沢ペット動物病院開設。
JKC 全犬種審査員、アメリカ、アジアで審査員をしている。
JKC の理事。ボクサー、ゴールデン、ヨークシャーテリア、チワワ等の繁殖をしている。

太田勝典 Ohta Katsunori

全国ペット小売業協会副会長

健康な動物を優良な飼い主へ

全国ペット小売業協会の太田です。

現在、日本では犬1300万頭、猫1200万頭が飼われているといわれます。少子高齢化で子どもの数は減っていますが、犬猫の出産は年140万頭といわれ、人間と犬猫の出産数は逆転したといえます。

全国のペットショップは、現在約1万2500店。この内訳は、犬猫が半数の約6100店、鳥関係約2500店、金魚関係約2700店となっています。ただし、鳥関係と金魚関係は年々減っています。犬猫関係については美容等サービス業は増えていますが、昨年の統計では全体でマイナス2.3%で、ペットショップが減ったのは統計上、今回が初めてだといいます。この傾向は、これからも続くでしょう。

昨年、「動物愛護管理法」が改正されました。林先生のお話にもあったように、今回の改正は動物取扱業に関するものが中心です。このシンポジウムのテーマが「これからのペットショップ・ブリーダーと飼い主」となっているのも私どもペットショップに対してレベルの向上が求められているためだと思われます。

改正により動物取扱業者は届出制から登録制に変わりました。また、動物の販売については、18項目の説明責任、動物取扱責任者の設置、設備の管理基準の向上、資料の5年間保存など多岐に渡っています。今回の改正で私たち動物取扱業者には高いハードルが義務づけられたわけです。

この背景には一部の心ない小売業やブリーダーのトラブルなどがあり、これまでの届出制では対応できませんでした。登録制になった今は悪質な業者には営業停止などの措置もできるようになりましたが……。また、社会の中でペットの地位が年々向上し、ペットの役割が大きくなっていく中で、それを取り扱う業者がその社会の流れについていけなかったというのも法改正の中で動物取扱業のレベル向上が重視された原因ではないかと思います。届出制から登録制になったことは動物という、命あるものを扱う私共全国ペット小売業協会としてはまさに望むところだと思っております。

どこの業界団体も業界のレベル向上に努めています。しかし、実は犬猫関係ではこれまで小売業の団体はありませんでした。平成12年の「動物愛護管理法」の施行を受けて、ペット小売業の団体として私ども全国ペット小売業協会は発足いたしました。年々、高まりつつあるペットに対する社会的責任の重さをまっとうするためにレベルの向上や人とペットが共生できる社会づくりをめざして活動を始めたわけです。

活動の柱としては、家庭動物販売士認定制度を2年前に立ち上げました。目的は命あるペットを販売するにあたっての職業倫理の徹底と動物に対する広い知識を身につけ、動物を飼う喜びを伝えるプロの動物販売員の育成です。このことを通じ、業界のボトムアップを計ることを大きなねらいとしています。今年12月に3回目の試験を全国8カ所で行う予定です。この試験制度が軌道に乗ったのも今日、ご出席の先生方のご支援があったからです。ありがとうございます。

今回の法改正を業界内に浸透させるために、ペット小売業者のための『動物愛護管理ガイドライン』『動物販売業のための顧客説明マニュアル』を共催で発行いたしました。いずれも250ページを超える充実した内容のものです。この本を会員全員に配布。法改正の普及、啓発に努めるつもりです。また、犬猫の正しい飼い方の手引き書である『わんちゃん母子手帳』も販売員を通じてお客様に配布しています。これには18項目の説明や飼い方などが書かれています。今年の5月に13万部つくりまし

たが、すでに完売。今、増刷中です。この手帳の利用が増えているというのは、正しい飼い方が普及しているということです。われわれ業界の自主努力によってモラルの向上に努めることが業界が生き残れる道だと確信しています。

私たちの団体は、まだ加入率20%の小さな組織ですが、将来的には動物取扱業者全員が入会し、いっしょに業界のレベルアップをめざしたいと思います。

犬猫の販売方法として最近、インターネットによるものが増えていますが、これはいかがなものでしょうか。子犬や子猫は一頭一頭、顔も性格も異なります。飼い主との相性もある。やはり飼う前には事前に十分検討し、現物を見て、よく確認して飼うべきだと思います。大事な家族の一員ですから、写真一枚で決めるべきではありません。インターネットによる取引は禁止すべきだと思っています。

また、業界では昔からデパートなどの特設会場でペットの移動販売が行われてきました。これはお客様を集めるデパートの戦略でもあるのですが……。これは子犬や子猫には相当の負担です。お客が多いのでゆっくり休めませんし、冷暖房や騒音もすごい。販売者が地元の者ではないのでフォローも十分にはできません。実は移動販売は私も経験していますが、これもそろそろやめる時期がきていると思います。

それから8週齢についてですが、子犬子猫の流通はオークションが主流です。ブリーダーが出品されている子犬子猫をしっかり確認。細かく検査して納得したものを購入します。昨年8月、日本の大手オークションで現状を調査した結果、出品された子犬子猫は生後40日以下が2割。45日までが4割、45～55日は3.5割、8週以上は5%でした。

実は近年、子犬の発育は人間と同じく早熟化しています。これはペットフードの質の向上、医薬品の開発、管理技術の向上などによります。寄生虫による発育不全の子犬も減っています。新しいワクチンの開発により10年前に比べるとジステンパーやパルボ等の感染症も大幅に減っている。ペットフードの質の向上で離乳も早くなり、今では生後3週間で乳離れが始まります。乳歯が生えるのも生後35日くらいです。この頃、母犬は子犬にお乳を噛まれるため、飼育状況にもよりますが、40日くらいでパピーフードだけで育っていきます。つまり、離乳が早まるわけです。

アメリカやイギリスの古い時代の週齢制限は、今の日本では少し長すぎるかな、というのが正直な感想です。幼齢犬の規制はオークションでやるのがいいと思います。

2年前の「ペットフォーラム2004」で静岡の愛護団体の方に超幼齢犬が販売されているということを指摘されましたが、これを機会にペット小売業協会が中心になり平成17年1月に日本の主だった7つのオークションを束ね、全国ペットオークション協議会を立ち上げました。この会で昨年11月から40日未満の幼齢犬の出荷禁止や遺伝子疾患に対する責任の所在などを取り決めました。ペット小売業協会は45日以上を原則としているので、幼齢犬の基準については段階的に指導をしていきたいと思っています。45日以上ということについては、昨年8月に比べると、6割が改善されたことになります。2日の黙視期間と販売するまでの体調管理期間を含めると、8週齢までには達しませんが、かなりの改善ができたといえます。もちろん、超幼齢犬は販売しないように指導もしています。万一、一部の業者が違反をした場合は法律に基づいてきびしい取り締まりをお願いしたい。

私たちの仕事はペットを売ることです。人と動物がなかよく上手に暮らせる時代をめざして、命あるペットと人間を結ぶ最前線のサポーターとして私どもは動物の命を守り、命を扱うという謙虚さを求められているのだと思います。毎日の仕事の中ではついつい動物をものとして扱いがちですが、飼い主にとっては一頭一頭がかけがえのない存在に違いありません。初心に返ることを私たちは忘れてはなりません。この仕事は今後ますます社会的にも大きな責任を担うという自覚を持って仕事に取り組まなければならないと思っております

小方　ありがとうございました。今回の法改正の一番ハードな部分を真摯なお考えのもとで実行に移されている。今後の先生の組織のご活躍を楽しみにしております。

次は水越美奈先生です。ペットが人間社会に順応するために一番大事な家庭、そこでのしつけについてお話し願います。最近では人間社会でもこの部分が欠けているといわれます。人間社会に対しても示唆していただけるのではないでしょうか。よろしくお願いします。

Profile
昭和17年6月27日生、横浜在住。
アサヒペット株式会社代表取締役
横浜、東京、仙台にてペットショップを7店経営。
昭和46年設立。全国ペット小売業協会、全国ペットオークション連絡協議会の立ち上げに携わる。

水越美奈　Mizukoshi Mina
P.E.T.S 行動コンサルテーション代表

犬、ねこの社会化期の重要性
～人の社会で暮らすために～

水越と申します。犬猫にとって体の健康も大切ですが、もうひとつ大切なのが心の健康。今日は心の部分についてお話をさせていただきます。

動物には「社会化期」と呼ばれる、周囲の環境に慣れやすい時期があります（下図）。犬の場合は生後３週齢から 14 週齢。猫の場合は少し早く、生後３週齢から７～８週齢を指します。

これは野生だった時期の母親といっしょに過ごした時間、親離れする前の時期です。この母親の庇護下にある時期に子どもは多様なものに慣れるという自然界のシステムといえるでしょう。この時期は好奇心が旺盛ですが、親離れをした後に好奇心が強すぎると、動物はうまく生きていけません。

犬や猫が新しい家庭にやってくるのは、ふつう社会化期の真ん中頃です。犬の場合だと、７～８週齢。早い子は６週齢くらいでしょうか。この時期は母親からもらう感染症の抗体が切れる頃と重なります。ですから、感染症がこわいということで、以前は「しばらくは外に連れて行かないでください」と獣医師などから指示されることが少なくありませんでした。犬が集まるところは感染症にかかるリスクが高いので、公園などに連れて行かないでくれ、といわれるわけです。

しかし、犬に社会性を身につけさせることも大切です。社会性のない犬、人に慣れていない犬は周囲の迷惑になってしまうこともあります。外で見るものがすべてこわいというのは犬にとっても苦痛です。

最近ではワクチンが終わるまでは「抱っこして散歩に行きましょう」といわれるようになりました。動物病院などで開いているパピークラスで子犬の社会性を養うのもいいと思います。人間の児童発達でもいわれますが、この時期の遊びは脳への栄養になるといわれます（右図）。人間も子どもの時に遊びを通して社会との関わりを学びますが、これは動物も同じです。犬や猫もきょうだいと遊ぶことによって犬同士の挨拶や社会のルールなどを学ぶのです。特に５週齢は脳が急激に発達します。脳波も５週齢になると成犬と近くなります。この時期はさまざまなものを吸収できる時期と考えられるでしょう。

ワクチネーションとともにパピークラスなどで社会性を身につけることが大切だということは、すでに飼い主の知識として広がっていると思います。生後６～８週齢で家にやってきた動物たちには家庭で社会化の補完をしなければなりません。ペットショップやブリ

ーダー宅で、すでに社会化期は始まっているために、実は家庭に来る前の環境は子犬や子猫にとって非常に重要なものになってきます（下図）。母親やきょうだいと遊びながら、噛みつく力の抑制のしかたなどを学ぶのです。小さい頃から人の手にどれだけ慣れているか、人に抱かれていることが心地よく感じられるか、ということが大切です。その後に行われる家庭で社会化は、それ以前の社会化の補完になるわけです。

社会性を身につけていないと、飼い主以外の人間や他の犬に吠えかかるなど攻撃的になったり、逆に怖がったりすることがあります。こういう犬は少なくありません。犬自身も人間社会で生きることが苦痛になりますし、その犬の飼い主も楽しく飼うことができなくなるのでお互いに不幸だと思います。

ですから、犬を飼う時は、家庭に来る前から社会性を身につけている子犬を選ぶべきです。ペットショップやブリーダーは社会化期に犬や猫に十分な環境を与えてあげてほしいと思います。

これまで社会化期の話をしてきましたが、実はこの時期の前に目も見えなくて耳も閉じていて、排泄も母親に嘗めてもらわないとならない「新生仔期」というのがあります（下図）。母親の庇護 100％の時期である新生時期の過ごし方も犬や猫の性格に大きく影響します。

新生時期のラットの実験なのですが、ラットの中には子どもの世話をよくするラットとあまり世話をしないラットがいます。子どもの世話をよくするラットの子どもは、やはりその子どもの世話をよくするようになります。一方、子どもの世話をしないラットの子は、やはり子どもの世話はしません。この時期に「世話をされた」「されない」というのは、その子だけへの影響ではなく、将来的にその子孫に影響を及ぼすのです。世話をする親のラットに、世話をしないラットから生まれた子どもをくっつけると、その子どものラットは、世話をするラットに育ちます。つまり、環境を整えてやれば、個体の性質は変わるのです。遺伝的な面だけでなく環境的な面も性格形成に強く影響するということがわかります。

これはラットの実験ですが、犬や猫も社会化期だけでなく新生時期にどれだけ親に世話されたか、手をかけてもらえたかが重要。母親によって子どもの性質も変わるわけです。

さらに新生仔期の前には「妊娠期」というのがあります（右図）。これについても少し前のものになりますが、猫とネズミの実験があります。母親の妊娠期の環境が子どもに大きな影響を及ぼすというのです。母親が空腹や寒さなど環境のストレスを感じていると、非常に不安の強い子どもが生まれるというデータもあります。ですから、妊娠期の環境、つまり、ブリーダーさんのところでの環境もとても大切だといえます。

妊娠期、新生仔期、社会化期の前期は心の発達の中で非常に重要な時期なのです。このことをブリーダーさんやペットショップの方々は理解してほしい。

行動発達の話をしてきましたが、武部先生からもお話があったように、現在、さまざまな犬種が出回っています。犬種は、さまざまな目的でつくられます。牧羊犬など家畜を追う犬、レトリーバー種などの鳥猟犬……。作業を目的につくられた犬はそれにあった性質

Profile

日本獣医畜産大学獣医学科卒業。動物病院に 6 年間勤務後、行動治療を学ぶために渡米。サンフランシスコ SPCA など動物保護施設にも滞在し、研修を行う。現在、P.E.T.S. 行動コンサルテーションズ主宰。㈶日本盲導犬協会付設盲導犬訓練士学校講師、東京都動物愛護審議会委員、優良家庭犬普及協会常任理事、㈳日本愛玩動物協会愛玩動物飼養管理士認定委員、㈳日本動物病院福祉協会家庭犬しつけインストラクター

格が強められています。ですから、犬を飼う時には犬種をきちんと選ぶことが重要になってきます。

先週、70 歳代と 80 歳代のご夫婦が飼っている犬のことで相談にいらっしゃいました。ボーダーコリーを飼っていらっしゃるのですが、その世話が大変だというのです。十分な運動をさせられない。ペットショップではどんな説明があったかをたずねると「非常にかしこい犬」だと言われたという。が、この犬種は非常にエネルギーレベルが高く、運動量も大きい。高齢のご夫婦がこの犬に十分な運動をさせるのは難しいわけです。

このことを飼う側も手渡す側もよく考えてほしい。この犬種はどのような目的でつくられ、どのような性質なのかを見極め、飼い方を予測してから飼うことを決断してほしいと思います（左図）。

改良された犬たちの姿はもう変えることはできませんが、ここでもうひとつ考えていただきたいことがあります。犬がオオカミだった時は、表現手段となるボディランゲージがたくさんありました。耳は立っているし、尻尾は長い。毛も逆立てられますからさまざまな感情を表現できたわけです。が、ブルドッグの尻尾はくるくるとなっていてお尻にくっついている。犬種によっては尻尾を背負っているようなのもいます。グレイハウンドのように尻尾を巻き込んでいる犬もいます。ですから、気持ちを表現しにくいのです。これは人間の責任です。人間は犬のボディランゲージを理解するよう努力しなければなりません。

それから、断尾や断耳は犬のボディランゲージを非常に狭くしてしまっているということを飼い主のみなさんはご理解ください（左図）。昔は猟をしやすくするために尻尾などをカットしました。これは必要があってやったわけですが、やはりボディランゲージは制限されます。今は作業犬ではなくペットとして家庭で飼っているわけですから、断尾断耳は必要ないと思います。尻尾はほとんどの場合、ごく小さいうちにカットされてしまいますからみなさんの家にきた時にはすでにカットずみのことが多いと思いますが、耳は犬が家に来てから切ることが少なくないようです。断尾断耳が犬のボディランゲージを奪っているということも少し考えてほしいと思います。

私も実はふわふわの長毛犬が好きなのですが、長毛犬は毛を逆立てることができません（下図）。だから、ボディランゲージが伝わりにくい。シープドッグやチャウチャウの咬傷事故が多いのは犬が出しているサインを相手が読めなかったり、気づかなかったりする場合も多いと思います。

こういう犬種をつくってきたのはわれわれ人間です。人間の責任なのです。人間には犬に対して大きな責任があるのを忘れてはいけないと思います。

小方　犬の多様性、これは犬種によってもさまざまな特性があると思います。もちろん、欠点もある。犬を改良してきた人間は、それについてどう対処すべきか、これはこれからの大きな問題です。

では、次に飼い主を代表して尾崎先生に飼い主の責務などについてのお話をうかがいたいと思います。

尾崎庸子 Ozaki yoko
東京都動物愛護推進員 / 愛玩動物飼養管理士

「共に生きる」ために
～飼い主のひとりとして～

尾崎と申します。ごく普通の飼い主としての体験などをお話したいと思います。

古来、日本での人と犬のつながりはどうだったのでしょうか。縄文時代の東北地方では生活の中で、いかに犬が大切にされていたか、東北歴史博物館に貴重な資料が残されていました。宮城県の貝塚で発見された犬は人間のお墓の中にいっしょに埋葬されていました。骨の大きさから推測すると、現在の柴犬くらいの大きさだと思われます。縄文人にとって狩猟の手助けをする犬は集落で多く飼われていました。そして、死んだ後も家族の一員としてていねいに埋葬されたと考えられます。

数年前、家族で訪れた東北で、このような人間と犬の絆の原点にふれることができました。時代が変わり、環境が変化していく現代社会の中で、私たち人間は動物とどう向き合っていくのか、飼い主として限られた命を動物とどう共に生きていくのか、それをもう一度、しっかり考えなければならないと実感いたしました。

このたび、「動物愛護管理法」の改正により動物取扱業に対して一歩進んだ対策がとられました。既に飼い主である私たちはもちろん、これから動物を飼いたいと思っている人たちも、よりよい成果が得られるのではないかと期待しています。

人間は十人十色と申しますが、動物も同じではないでしょうか。個体によってさまざまな個性がありますし、飼い主になる前に、飼い主の勉強をすることはなかなか難しいものです。

私の知人がペットショップで犬を購入しました。「運動もたいしたことはないし、しつけも簡単」という言葉を信じて飼い始めましたが、いざ成犬になると世話はなかなか大変です。犬の健康維持のためには相当量の運動が必要なのですが、飼い主は方法や場所に大変苦慮し、結局この飼い主は他人の迷惑にならない時間を選んで河川敷や公園で犬を放して運動させることになりました。この人は今も愛犬の健康と社会秩序のはざまで迷いの日々を送っているようです。もし、ペットショップできちんと説明をしてくれていたら、もう少し違う結果になっていたのではないでしょうか。

Profile

1951 年　東京都生まれ。小金井公園ドッグランボランティア会代表。ガールスカウト東京都 20 団所属リーダー。　年少より、生き物を愛しむ両親のもとでさまざまな動植物と親しんで育つ。現在は微力ながら子どもたちを支援する活動に参加するかたわら、ドッグランを通じ犬の飼い主以外の人々にも、身近な動物たちに対する理解を深めてもらえることを願い、ボランティアの方々と共に活動に取り組む。

今回の法改正により動物取扱業者は飼い主に対して適切な飼い方のアドバイスをすることが義務づけられました。私たち飼い主も動物取扱業の方々に大きな期待を寄せております。動物取扱業の方々は、ぜひプロとしての責任と誇りをお持ちいただき、業界の信用を築いてほしいと思います。飼い主がペットと出会って１年後、10年後も私たち飼い主の生涯のライフプランのよきアドバイザーとしてコミュニケーションをとっていただければ、動物にとっても幸せなことではないでしょうか。しばしば、わが家のペットが他とは違う個性がある、と気づくことがあります。こういった場合もよきアドバイザーになってくれるとありがたいです。私たち飼い主も飼い主としての質の向上を積極的にめざしていきたいと願っています。

私事ですが、私は小さい頃から生き物を慈しむ両親のもとで、さまざまな動物たちと親しんで育ちました。読書好きの母から買ってもらった『ファーブル昆虫記』がきっかけで、小学校の図書室の『シートン動物記』や椋鳩十の『動物物語』などを夢中で読みました。が、今の私の原点はというと、私が生まれた時にすでにいたクロという秋田犬の雑種ではないかと思っています。母の話ではいつも私の乳母車のそばに寄り添っていたといいます。クロは戦争中、空襲を避けるために母の家族たちといっしょに防空壕で震えながら過ごしていた時もあったと聞いています。私の記憶の中には、今も真っ黒で穏やかで凛としたクロの姿があります。

その後も私は日本の社会が目まぐるしく変化する中で動物たちと過ごしてきましたが、ごく自然にいっしょに暮らしていただけで、飼い主という立場については深く考えたことはありませんでした。ある時は、夜店で黄色いふわふわのひよこを買ってきたら、みるみるうちに大きくなり、立派なアヒルになりました。このアヒルは番犬ならず番鳥としてわが家でいっしょに暮らしました。リンタロウと名づけましたが、庭で水鳥を飼うためには、飼い方の勉強やさまざまな工夫もしましたが、一番気をつけたのは近所に対する気配りでした。社会の一員として当然の配慮です。そして、ご近所からも思いやりの心をいただけたと思います。

今回の法改正では普及啓発の場として条文の中に、「学校、地域、家庭」という表現で教育、広報活動の範囲がより具体的にわかりやすく示されました。条文には「国及び地方公共団体は……」とありますが、まず私たち一人ひとりが普段からこころがけなければならないこともあると思います。飼い主がマナーをよくするだけでも動物愛護と適正飼養のりっぱな啓発になります。また、行政と市民がいっしょに活動することも、むずかしいことではありますが、大変に有意義なことだと思います。

先日、私が関わっている都立小金井公園のドッグランボランティア会では、東京都動物愛護相談センターのご協力で親子体験「動物教室」を実施しました。小学校低学年を対象としたプログラムの中で「犬にはいきなり触ってはいけません」という場面がありました。「まず、飼い主さんにご挨拶しましょう」ということを子どもたちに教えて頂きます。そうしたら、この教室を実施した後、私たちの地域では「わんちゃんに触らせてもらってもいいですか」という子どもさんが増えて、私たちは驚かされました。小さい頃からの啓発活動の大切さを実感するとともに、このような体験型啓発活動の成果の大きさを改めて、強く感じました。

また、小金井公園ではボランティアを中心にドッグラン施設を利用して工夫を凝らした啓蒙活動を行っています。一般の来園者については動物への理解を深めてもらうために、飼い主にはマナーの向上に努めて頂くためです。それぞれの立場で理解しあえれば秩序と信頼は保てるのではないかと考えています。

こんな試行錯誤の努力を重ねる中で、昨年、私の父の闘病中に愛犬のビーグルまでもが椎間板ヘルニアを発症してしまいました。大切な命ふたつと向き合うことになり、ただひたすら祈るだけの日々が続きました。たぶん天寿をまっとうしたであろう父の帰りを待つかのように、今は苦難を乗り越えた愛犬が私を毎日の散歩に誘ってくれます。生前、父が公園を散歩中にベンチで休んでいたことを覚えているのか、白い髭のおじいさんがベンチにかけていると、愛犬はリードを引っ張ってそばに行きたがります。そして、違う人だとわかると、元のコースに戻ってきます。もっと父に遊ん

でほしかったのかも知れません。小さいころはやんちゃで、いたずらばかり。成犬になってもなかなか本に書いてあるようにはうまくしつけることは難しく、「家の中でできるのに外ではどうしてうまくできないのかしら？」そんな具合だった私と犬の関係は、病気を発症し、いっしょに困難を乗り越えたことで明らかにこれまでとは違う信頼関係が生まれたと思います。以前は呼び戻しにも苦労したのですが、今はドッグランで遊んでいても犬の方で私のことを確認しているのがわかります。苦しい時に頼りにしてくれていたのかな、と自分本位に考えながらも、やっと飼い主として認識してくれたのかとうれしくなります。自分と物言わぬ動物との絆を感じる瞬間というのでしょうか。多くの飼い主の方が同じような体験をお持ちだと思います。たとえ、愛犬の病気が遺伝的なものであっても、私たちにとってペットはかけがえのないない家族です。私も、短い犬の一生にとってどう対処するのが一番幸せか毎日悩みました。今、考えるともう少し早い時期に決断してやるべきだったと思うことがあります。この経験を通して、人間の社会で動物と暮らすということは人間の心のあり方が大きく関わってくるということを改めて感じました。

このことは動物愛護推進員の活動の中でもしばしば痛切に感じます。私たち飼い主にとってペット、その個体はかけがえのないものです。その動物に出会ってから、まるで子育てをするかのように慈しみ、飼い主もペットもともに成長していくのです。ペットの幸福は飼い主の心がけ次第だということを認識しなくてはなりません。

節度ある愛情に支えられた責任と自覚。そして何よりも他者を思いやる心、すべてはここから始まるのです。動物を好きな人、動物を嫌いな人、猫を飼う人、犬を飼う人……いろいろな立場や考え方の違う人が同じ時代をともに生きています。私たちがお互いに同じ立場に立って思いやる心が生まれれば、物言わぬ動物たちとも、きっとよい関係を築けるのではないでしょうか。

私たちが出会っていっしょに暮らすようになった小さな命たち……今こそ飼い主としての責任について私たち一人ひとりが考える時期を迎えているのではないでしょうか。

小方　ありがとうございました。

フリーディスカッション&質疑応答

小方　ありがとうございました。パネラーの先生方のお話はどれも内容が深く、感銘を受けました。ここからはフリーディスカッションということなのですが、私から先生方に質問があります。

　まず、北村先生。「動物愛護管理法」もそうですが、法律というのは時代が変わると、また考え直さなくてはならなくなる。これらの改正は国民の意向を反映して行われるわけですが、私たちはよりよい「動物愛護管理法」をつくるためにどういう方法で働きかけていけばいいのでしょうか。

北村　今回の「動物愛護管理法」は５年をめどに問題があったら改正しようという付帯決議がついていました。これは重要なことですね。どう働きかけるかということについては、まず問題は何なのかを明確にする。動物愛護団体やペット業界の方々、あるいは行政、特に地方自治体での問題点の整理などが改正を押し上げていく力になると思います。そういうものが大きくなった時に、国会での議論に発展する。ただし、国会はこの問題だけをやっているわけではありませんから、やはり国会を動かすのは、ここにいるみなさんだと思う。みなさんが問題を提起し、それを大きな問題にし、大きなうねりをつくる。これが法律改正に結びつくと思います。

小方　ありがとうございました。先ほど水越先生から動物にとって社会化期が重要だというお話がありましたが、これは動物を提供する側にも責任があります。そこで、動物を提供する側は具体的に何をしたらよいでしょうか。中沢先生、太田先生、何かよいお考えはありませんか。

中沢　今度の法改正では動物取扱業者の責任も明確にされていますから、ペットショップから犬や猫をお求めになる方は何かあったらペットショップにもっていけばいいわけです。これからは末端のブリーダーまで溯ることもできます。これまでは、苦情や責任をどこに持っていっていいのかわかりませんでした。これがはっきりしただけでも大きな進歩です。みなさんが動物をお求めになる時に少しは気が楽になったかな、と思っています。

　しかし、私たちブリーダーにとってはきびしい時代がきたということもできます。私が扱っている犬種などは、その責任を明確にしなければ、やたらにはブリーディングできないと考えています。

太田　最近、「社会化」ということがよく言われますが、まずは動物が健康でなければなりません。そして、ペットショップもこれからは社会化を考慮した店づくりが必要になってきます。私の店も先月、改装しましたが、子犬同士で遊べる広さのサークルをつくりました。

　犬を飼う喜びは社会化を備えた犬なら、より大きくなるはずです。この辺の勉強は業界としてももっともっとしていかねばと思っております。

水越　私がお願いしたいのは社会化ということだけでなく、太田先生のおっしゃったようにやはり健康が基本だということです。犬が家庭にきてから病院通いばかりで社会性が身につかない、という話をよく聞きます。社会性を身につけるには外に出さなければなりません。外に出すためには健康でないとだめです。これは猫も同じ。ブリーダーやペットショップの方にはまず健康な犬猫を提供していただきたいと思います。

小方　水越先生、貴重なお話をありがとうございました。獣医学をやっていて非常に悩むところです。学生に犬は犬、牛は牛と教えていましたが、実は品種によってそれぞれの特性がある。原産地では正常だったのに日本に連れてきたことで弊害が出てしまうこともあります。きちんと学問的に

勉強して、改められるところは改めるべきだと思います。

武部先生、動物に対する思いやりということで具体的に何かありますか。

武部　先ほど言い残したのですが、野生動物のことがあります。今、カミツキガメとか野生動物のペット化についていろいろ問題が出てきていますね。自分のところで繁殖を楽しんでいるだけだからいいだろう、というのはだめです。

先日、テレビですてきなご家族を見ました。プロレスラーのご夫婦とお子さんが田舎に行って野菜の収穫やカブトムシ捕りをしたのですが、帰り際にお父さんが「このカブトムシ、どうする？家に持って飼ったら死んじゃうかもしれないよ」と。子どもは考え込んでいましたが、結局、逃がしてやることになりました。これが動物愛護の原点だと思いますね。すてきな教育です。親が動物を飼って、そのようすを子どもに見せる。それを見て子どもが育っていく。これが動物愛護を教える近道といえるでしょう。動物に対する思いやりもこういう中で育まれるのだと思います。

小方　それでは会場のみなさん、ご質問やご意見がありましたら……。

A　三鷹で開業しているＡです。すばらしいお話をありがとうございました。特に太田先生のお話には感動いたしました。私はペットショップでひどい目にあっていますから、太田先生のお話を聞いて、とても安心いたしました。犬などを移動販売すべきでない、というお話がありましたが、今、日本では低血糖、低カルシウム欠症の犬が増えています。アメリカでは犬の移動の時には砂糖を嘗めさせるといいます。こういうことも知っておいてほしいと思います。ペットショップは今一番大切な時期だと思います。がんばってください。

小方　ほかに……。

B　飼い主のＢと申します。最近、私の周辺でアレルギーがとても多くなっています。遺伝病ではありませんが、アレルギーが出ると本当に藁にもすがる思いです。手づくり食でもなかなか改善しません。旅行にも連れて行けません。アレルギーの犬の実験で、未成熟の子犬にアレルゲンを食べさせると、その犬はすぐアレルギーになるというのを聞いたのですが、離乳食が早すぎるのがアレルギーの原因になるのでしょうか。

中沢　人間でもアトピー性皮膚炎などは母乳を与える時間が短くなっていることが原因のひとつといわれています。わんちゃん、ねこちゃんも離乳前に母乳をたっぷりあげれば、多少違うと思います。が、いわゆる遺伝性疾患同様、繁殖のしかたなどとも関連があり、アレルギーの動物をなくすのは困難です。ただし、現在は、アレルギーのチェックはかなり楽になっています。何十年も前、アメリカの犬を譲ってもらったら、「××の木の下はだめ」とか「××は食べさせてはだめ」とかいう注意書きがついてきたことがありました。どんなふうに検査するのだろうと思いましたが、今は血液検査で簡単にわかります。ホー

ムドクターにアレルギー検査をお願いしてみてください。

小方　私もアレルギーの専門なので一言だけ言わせてください。アレルギーは異物が体内に入ることで起こります。つまり、お母さんのおっぱいは異物ではないわけです。しかし、ペットが母乳を飲む時間はだんだん短くなっています。そして、早い時期に他のものを与えてしまうと、異物が体内にはいってしまうのです。ほかにもいろいろな環境因子がありますが……。

それから、最近では犬による動物介在療法なども行われていますが、ラブラドール・レトリーバーはさまざまな場面に登場しています。実はこの犬種はアレルギーが多い。この犬がアレルギーになったら大変です。犬も飼い主も困る。それで、ある国ではアレルギーにならない犬種を研究しています。ある犬種を掛け合わせるわけですが、これはあまり長くやるとよくない。１代でやめなければ、だめそうです。同じ犬種の中にもアレルギーになりやすい個体と、そうでない個体があります。これもきちんと分析してアレルギーの少ない犬種を研究中ですが、人間の社会にもアレルギーが多いことを考えると、生物にとって現代社会の環境はよくないということになりますね。

ほかには……。

C　社会化期のお話をうかがいましたが、今回の改正でペットショップで２カ月以下の子犬を売ってはいけないという決まりができたのでしょうか。

水越　今回の改正には８週齢というのは入っていません。でも、社会化期というのがとても大切だということは獣医などもきちんと把握しています。散歩中に他の犬に吠えついたり、襲ったりする犬がいますが、これは攻撃的なのではなく怖いからなのです。こういった犬のほとんどが社会性を身につけられなかったのです。これは小さい時の過ごし方の問題です。病気も大変ですが、犬は人間社会に生きているわけですから、社会性を身につけなければ、幸せに生きられません、特に都会で生活する犬にとって社会性を身につけることは、とても大事だと思います。

小方　次の方、どうぞ。

D　私の家の近くには多摩川が流れています。その河川敷によく猫が捨てられ、川崎ではこのことがしばしば問題になっています。ボランティア団体は、猫を譲渡して解決しようとしていますが、なかなかうまくはいきません。捨てられた猫たちは血統証のあるなしにかかわらず動物管理センターで処分されてしまいます。

お聞きしたいのはマイクロチップについてなのですが、マイクロチップを入れた犬が捨てられた場合、処分されないですむのでしょうか。また、マイクロチップのない犬や猫はどうなるのでしょうか。マイクロチップの義務化には賛成ですが、マイクロチップのあるなしで動物の生死が決まってしまうのは困ります。

フリーディスカッション&質疑応答

北村　大変重要なことですね。今回の改正で、犬猫の引取業務の委託先という項目がつくられました。都道府県知事などが動物の引き取りをする場合は動物愛護団体、つまりＮＰＯ、ＮＧＯ、ボランティア団体、地域猫のグループなどに業務委託ができるようになると思います。犬や猫が処分されないようにできるだけ飼い主を探すようにしたいですね。これをひとつのステップとして、すぐには変わらないかもしれませんが、動物愛護の啓発啓蒙活動を展開し、命を大切にする社会をつくっていきたいと思います。

犬猫のマイクロチップは今はまだ義務ではありませんが、「入れてみては？」と提案するペットショップも増えてきました。すでに入れて販売していることころもあります。万一、捨てられても迷子になっても飼い主がわかる。そして、飼えなくなった場合は新しい飼い主を見つける。こういった運動を地域のみなさんとやっていきたいと思います。

小方　ありがとうございました。今日はみなさん、本当にためになるお話をありがとうございました。（了）

メモ

平成 18 年度動物愛護週間中央行事

動物愛護管理法の改正を受けて

動物愛護シンポジウム

発行日：2006 年 12 月

編　集：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒 100 － 8975　東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
中央合同庁舎 5 号館
●環境省ホームページ　http://www.env.go.jp

財団法人日本動物愛護協会
〒 107 － 0062　東京都港区南青山 7-8-1
小田急南青山ビル 6 階

発行所：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒 100 － 8975　東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
中央合同庁舎 5 号館
●環境省ホームページ　http://www.env.go.jp